

離婚する前に知っておきたいこと

お子さんの気持ちや将来の養育など、あなたの離婚後の生活に必要なことについて、知っておきませんか？



離婚を考えている方へ

～離婚をするときに考えておくべきこと（法務省）～

離婚時に決めておくこと	
親権者	親権者は、未成年の子どもを監護・教育し、子ども名義の財産がある場合には、これを管理することになります。これに加え、親権には、子どもが契約する場合の「法廷代理人」の立場も含まれています。
子の氏の変更 (名字)	親の離婚後の子どもの氏は、離婚前と同じです。離婚して氏が変わった親と同じ氏にしたいという場合は、子の氏の変更手続きが必要です。 変更するには、居住地の家庭裁判所へ申立てをし、許可が出た後戸籍の届出が必要です。
養育費	養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用です。子どもが自立するまでに要する費用で、生活に必要な経費、教育費、医療費などです。父母ともに親権の有無に関わらず、子どもを育てる責任があり、養育費を分担する義務があります。 子どもの養育費を確実に受け取るためには、養育費に関する取り決めをして、公的な書類に残しておくことが必要です。
親子交流 (面会交流)	離婚後に、子どもと離れて暮らす親と子どもが会ったり、電話をしたり、手紙を送ったりして、定期的・継続的に交流を持つことです。 親子交流が円滑に行われるためには、父母は十分に子どもの利益が図られるようお互いに協力する必要があります。このため、父母は離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。
財産分与	離婚するとき、夫婦が協力して得た財産を公平に分配することです。財産分与は、離婚後2年を経過すると請求できなくなります。また、借金などマイナスの財産も対象となりますので、注意が必要です。
慰謝料	夫婦の一方の有責行為（不法行為）のため、離婚することになった場合には、慰謝料を請求できる場合があります。
年金分割	厚生年金や旧共済年金に加入している場合、婚姻期間中の厚生年金記録等を当事者間で分割し年金受給額に反映させる制度です。夫婦ともに国民年金被保険者の場合は対象外となります。年金分割は、離婚後2年を経過すると請求ができなくなりますので、注意が必要です。